

令和5年度第5回教育委員会会議日程

開催期日 令和5年6月28日(水)

開催時間 15時00分

開催場所 芽室町役場2階第7会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第5号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第5 報告第6号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)

日程第6 報告第7号 就学指定校変更認定の件(非公開)

日程第7 議案第11号 芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会委員委嘱の件

日程第8 議案第12号 芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会委員委嘱の件

日程第9 議案第13号 芽室町の部活動の在り方に関する方針改定の件

閉 会

日程第 4

報告第 5 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 5 年 6 月 28 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和5年度就学援助認定総括表(6月認定者)

申請世帯	7	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	6	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	6	世帯
経済的困窮世帯	2	世帯
児童扶養手当受給世帯	4	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	1	世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	3	1	1	5
上美生中学校		1		1
芽室西中学校				0
合計	3	2	1	6

合計 6

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
2		1	3
	1		1
			0
2	1	1	4

合計 4

●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	1			1
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	1	0	0	1

合計 1

令和5年度就学援助認定総括表

(令和5年6月1日現在)

申請世帯	132	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	117	世帯
要保護世帯	2	世帯
準要保護世帯	115	世帯
経済的困窮世帯	43	世帯
児童扶養手当受給世帯	70	世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	15	世帯
認定廃止世帯		世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	132	117	15	2	10.5

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(6月1日現在)

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	10	11	8	6	18	9	62
上美生小学校							0
芽室西小学校	6	6	4	4	7	3	30
芽室南小学校							0
帯広栄小学校			1	1		1	3
合計	16	17	13	11	25	13	95

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	11	15	22	48
上美生中学校		1	1	2
芽室西中学校	1	7	8	16
合計	12	23	31	66

合計

161

○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
6	5	7	1	9	3	31
						0
4	3	4	2	2	1	16
						0
						0
10	8	11	3	11	4	47

(中学校)

1年	2年	3年	計
6	11	11	28
	1		1
	7	5	12
6	19	16	41

合計

88

●準要保護不認定者数一覧(4月28日現在)

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	2	1	1	4		2	10
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1			2	1	5
芽室南小学校				1		1	2
合計	3	2	1	5	2	4	17

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2		2	4
上美生中学校				0
芽室西中学校	2	1		3
合計	4	1	2	7

合計

24

○要保護世帯

芽室小学校 6年 2人

○要保護の停止・廃止

芽室小学校 2年 1人

5年 1人

6年 1人

○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 4年 1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2)ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第5

報告第6号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和5年6月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

平成30年3月12日条例第6号

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

平成9年3月

教育委員会訓令第1号

- 1 芽室町奨学金貸付条例(平成29年芽室町条例第2号)第2条第1号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第2項及び第3項の基準により行う。
- 2 申請者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	6,000千円以下
2人	8,900千円以下	6,900千円以下
3人	9,900千円以下	7,900千円以下
4人	10,900千円以下	8,900千円以下
5人	11,900千円以下	9,900千円以下
6人	12,900千円以下	10,900千円以下
7人	13,900千円以下	11,900千円以下
8人	14,900千円以下	12,900千円以下
9人	15,900千円以下	13,900千円以下
10人	16,900千円以下	14,900千円以下

(注)「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

3 前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許 可 基 準	提 出 書 類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中(1か月以上)のため経済的に困窮している場合	・死亡した状況がわかる書類 (死亡届の写し等) ・診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失(半壊、半焼、床上浸水以上の被害)があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類 (罹災証明書の写し等)
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類

平成13年3月27日改定
 平成13年4月 1日適用
 平成14年4月 1日改定
 平成14年4月 1日適用
 平成16年4月 1日改定
 平成16年4月 1日適用
 平成21年4月 1日改定
 平成21年4月 1日適用
 平成30年2月 8日改定
 平成30年3月12日適用
 令和 2年4月 1日改定
 令和 2年4月 1日適用
 令和 3年4月 1日改定
 令和 3年4月 1日適用

日程第 6

報告第 7 号

就学指定校変更認定の件

学校教育法施行令第 8 条の規定に基づき就学指定校の変更について、報告します。

令和 5 年 6 月 2 8 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

日程第7

議案第11号

芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会委員委嘱の件

芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則第2条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和5年6月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会名簿

委員 6名

委嘱期間 任命の日～令和6年3月31日

所 属	職 名	氏 名	備 考
芽室中学校	校 長	尾崎 俊明	
上美生中学校	校 長	中村 浩幸	
芽室西中学校	校 長	椿原 雅章	
社会教育委員	委員長	岩野 真志	
スポーツ推進委員	会 長	貫田 正博	
芽室町体育会	会 長	福井 邦秋	

芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則（抜粋）

第2条（組織）準備会の委員は、学校関係者その他教育委員会が適当と認めた者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(教育振興費)

(教育推進課)

学校課外活動支援事業（中学校）：「地域スポーツクラブ活動体制整備準備会の設置について」

1. 目的

令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備に向け、関係団体を交えた準備会を設置し、先進地事例の調査研究や地域移行に向けた課題の抽出、移行方法等について協議を行う。

2. 準備会の構成員

町内中学校校長、社会教育委員、スポーツ推進委員、芽室町体育会 計6名（事務局：教育委員会教育推進課）

3. 開催回数

年4回を予定

4. 開催内容

- (1) 先進地事例の調査研究
- (2) 町内中学校の実態の共有（保護者、生徒へのアンケートを実施予定）
- (3) 各組織が抱える課題の抽出
- (4) 地域移行の方法の協議

○芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則

令和5年3月27日教委規則第4号

芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会（以下「準備会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 準備会の委員は、学校関係者その他教育委員会が適当と認めた者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任務)

第3条 準備会は、次に掲げる事項について研究協議する。

- (1) 部活動の地域移行に関すること。
- (2) 地域スポーツ環境の整備に関すること。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、準備会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

(庶務)

第7条 準備会の庶務は、教育推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

日程第 8

議案第 1 2 号

芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会委員委嘱の件

芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則第 2 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 5 年 6 月 2 8 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会名簿

委員 12名

委嘱期間 任命の日～令和6年3月31日

所 属	職 名	氏 名	備 考
芽室小学校	校 長	塩田 直之	
上美生小学校	校 長	岸 研吾	
芽室西中学校	校 長	椿原 雅章	
芽室西小学校	教 頭	熊谷 圭志	
芽室中学校	教 頭	樽松 正人	
上美生中学校	教 頭	藤林 政宏	
芽室小学校 学校運営協議会	保護者代表	嶋野奈津美	
上美生小中学校 学校運営協議会	保護者代表	廣瀬 一也	
芽室西小学校 学校運営協議会	保護者代表	寺町 智彦	
芽室南小学校 学校運営協議会	保護者代表	堀江 貴博	
芽室中学校 学校運営協議会	保護者代表	棚瀬 陽一	
芽室西中学校 学校運営協議会	保護者代表	櫻井 香代	

芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則（抜粋）

第2条（組織）委員会の委員は、学校関係者その他教育委員会が適当と認めた者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(教育振興費)

(教育推進課)

コミュニティ・スクール運営事業：「小中一貫教育基本方針策定委員会の設置について」

1. 目的

「地域とともにある学校づくり」であるコミュニティ・スクールを基盤として、同一中学校区の小、中学校を一つの学園として捉え、系統性・連続性を重視した、義務教育9年間の一貫性のある教育を推進することにより、学力・体力の向上や中1ギャップの解消等を図る中で、次代を担う子どもたちに「未来を創り、未来を拓く力」を育むことを目的とする小中一貫教育に係る基本方針を策定するため、策定委員会を設置する。

2. 委員会の構成員

町内小・中学校校長、教頭、保護者 計12名

3. 開催回数

年4回を予定

4. 協議内容

第1回 組織の説明

第2回 基本方針素案の説明

→ 第2回策定委員会後、各学校運営協議会で素案を協議

第3回 各学校運営協議会での協議結果の共有、成案の協議

第4回 成案

◆ コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育 推進組織の概要 (案)



○芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則

令和5年3月27日教委規則第5号

芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員は、学校関係者その他教育委員会が適当と認めた者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について研究協議する。

- (1) 芽室町小中一貫教育の基本方針に関すること。
- (2) その他基本方針の策定に関して必要なこと。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

日程第9

議案第13号

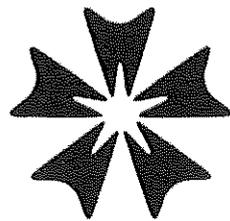
芽室町の部活動の在り方に関する方針改定の件

芽室町の部活動の在り方に関する方針について、改定しようとするものであります。

令和5年6月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町の部活動の在り方に関する方針



平成 31 年 4 月

芽室町教育委員会

(令和 5 年 6 月改定)

1 本方針の策定の趣旨等

学校における部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、スポーツや文化活動を通して学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養などのほか、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びや経験の場として教育的意義が大きいものである。

また、生徒の学校生活や等の影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々との触れ合いや様々な体験を通してバランスのとれた生活や心身の成長に配慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要がある。

本方針は、学校教育の一環として行われる中学校段階での部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の環境を整えるという観点に立ち、スポーツ庁が定めた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁が定めた「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や、北海道・北海道教育委員会が定めた「北海道の部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、合理的でかつ効率的・効果的に行われる部活動の在り方を念頭に策定するものである。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に基づき毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 部活動顧問は、学校の活動方針に基づき、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記の活動方針及び活動計画等を学校だよりなどにより公表し、保護者や生徒に周知する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の人数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全性の確保、教員の負担軽減の観点から、円滑に部活動が実施できるよう、

適正な数の部を設置する。

- イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることを踏まえ、可能な限り部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 運動部活動の適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、部活動の実施に当たっては、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月 文部科学省)に基づき、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 運動部顧問は、過度な練習が必ずしも体力・運動能力の向上に繋がらないこと等を理解するとともに、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう指導を行うこと。
- ウ 校長及び運動部顧問は、気象庁等の情報等に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮するとともに、場合によっては、活動の変更や中止も視野に柔軟に対応するものとする。

(2) 文化部活動の適切な指導の実施

- ア 校長及び文化部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(バランスの取れた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化顧問は、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう指導を行うこと。

(3) 部活動用指導手引の活用

校長は、部活動顧問に対し、関係団体等が作成した部活動用指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うよう指導する。

4 適切な休養日の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上は休養日とする。）。
- ② 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とする。
- ④ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ⑤ ~~活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）が3時間程度となるよう、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。~~
- ⑥ ~~中体連や中文連等が主催する大会やコンクール等の出場のため、やむを得ず上記の時間を延長して活動する場合は、大会等の開催日から起算して1か月前からとし、校長の承認のもと生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう配慮する。~~
- ⑤ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ⑥ 大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合は、十分な休養を取ることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。
- ⑦ 気象庁等の熱中症警戒アラートが発せられた時間帯は、原則として活動を行わない。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるよう部活動の設置について努める。

イ 校長は、少子化に伴う部員の減少等により、単一の学校では特定の競技・文化活動を行うことができない場合は、複数校による合同部活動の取組を推進する。

(2) 地域との連携

ア 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ・文化活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実情に応じて、地域のスポーツ・文化関係団体との連携や保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域がとともに子ども育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化活動の環境整備に努める。

イ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化活動の環境の充実を支援するパートナーという考えのもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒や部活動顧問の負担が過度とにならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等（地域からの要請により参加する地域の行事・催し等を含む。）の全体像を把握し、参加する大会等を精査する。

7 その他

ア 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は部活動顧問に対して、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること、指導に当たっては、体罰や生徒の人間性・人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されないことなどを指導・徹底する。

イ 部活動顧問は、生徒のリーダー的な資質や能力の育成とともに、協調性・責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。